

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

～北見版～

くらしを支える税

第 17 号

平成 23 年 7 月

北見市租税教育推進懇話会

子供達はもうすぐ夏休み。ワクワクしながら夏休みの予定を考えていることと思います。北海道の夏は短いですが、大人にとってはこれからがビールのおいしい季節です。ということで今回は「ビール」と「酒税」についての話題です。



税のネタ帳

～ 夏本番！北海道のビールの消費量と酒税額は？ ～

北海道の短い夏もこれからが本番です。去年は温暖化による？異常気象のせいか 9 月になっても暑い日が続きましたが、今年の夏は…？

ところでみなさん、北海道では 1 年間にどれくらいのビールが飲まれているのかご存知ですか？

平成 21 年度（平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月）では、**124,441kℓ**が飲まれているんです。

〔（注）ここでいう「ビール」とは、酒税法に定義されている「ビール」のことで、発泡酒に含まれる第 2 のビール及びその他の醸造酒等・リキュールに含まれる第 3 のビールは含まれません。〕

成人 1 人当りに換算すると、北海道では **27.1ℓ**、大瓶（633ml）にして **42.8 本**分が飲まれており、沖縄県を除く、全国 46 都道府県のうち **11 位**になっています。

成人 1 人当りのビール消費量（平成 21 年度全国平均：27.5ℓ）

第 1 位 東京都 47.7ℓ(大瓶 75.4 本)

第 2 位 大阪府 35.4ℓ(大瓶 55.9 本)

第 3 位 高知県 32.1ℓ(大瓶 50.7 本)

第 11 位 北海道 27.1ℓ(大瓶 42.8 本)

第 44 位 宮崎県 19.7ℓ(大瓶 31.2 本)

第 45 位 鹿児島県 19.0ℓ(大瓶 30.0 本)

第 46 位 奈良県 18.2ℓ(大瓶 28.8 本)

酒税額はいくら？

北海道の平成 21 年度のビールの消費量 124,441 kℓに係る酒税額は、なんと **273 億 7702 万円**にもなります。

（注）酒税は、酒類の製造者を納税義務者とし、酒類が製造場から移出されるときに課税されます。（酒税は国税で、間接税です）

ビールの税率は、1kℓ当たり 22 万円で、消費数量は酒類の小売業者が販売した数量のほか、酒類製造業者及び酒類卸売業者が消費者に直接販売した数量を含めたものです。

ちなみに、

北見市、訓子府町、置戸町、佐呂間町の 1 市 3 町では…

平成 21 年度の北見市、訓子府町、置戸町、佐呂間町のビールの消費量は 3,037kℓで、成人 1 人当りに換算すると 26.0ℓ、大瓶（633ml）にして 41.1 本飲んだ計算になります。



暑い夏は、ビールがおいしいですね。
でも、飲みすぎには注意したいものです。

ビール大瓶(633ml)
価格 345 円の場合



酒税等負担率
45.1%

原材料など
189.31 円

酒税額
139.26 円

消費税額
16.43 円

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

税のネタ帳(歴史編) ～ 江戸時代3:町人に課された税 ～ 【国税庁メールマガジンほかより】

町人の負担

幕藩体制の下で財政を支えていたのは農民が納めた年貢でしたが、町人にも様々な税が課税されていました。屋敷地には、稲作生産力を基準とした^{じしせん}地子銭を課税しましたが、農地に比べて面積が小さいことから農民より負担は軽く、都市の掌握・領国経済の統制を目的に、三都（江戸・京都・大阪）や城下町で免除されている例が多かったようです。

大工・鍛冶などの職人は、その技術によって夫役（^{ちやうにんそくやく}町人足役）を提供させられ、上下水道の整備、城郭の堀の清掃、防火など都市機能を維持するためのものが多かったようですが、代銭納される場合もあったようです。

また、商人には^{うんじやうきん}運上(金)や^{みやうがきん}冥加(金)などの税が課税されていました。

【運上】一定の税率を定めて納める営業税

【冥加】税率の定めがなく、営業の許可や保護、特殊権利を与えることに対する献金

なお、のちに冥加は毎年決まって上納されることとなったことから租税とみなされるようになり、運上と同じ意味に用いられるようになりました。

株仲間と税

商工業の発達とともに、商人や手工業者の間で同業者組合が結成され始めました。幕府は、はじめは金座・銀座などの特殊なものを除いては禁止していましたが、徳川吉宗（享保年間）の時代になると、外国貿易の統制や産業保護、物価調整の必要から、同業者組合（仲間）の結成が公認されました。

幕府の許可を得た仲間が^{かぶなかま}株仲間であり、株仲間は幕府に^{たぬまおきつぐ}冥加金を上納して独占権をにぎり、価格協定・品質管理・不正売買の防止をはかり、仲間の利益を確実なものにしました。

また、18世紀後半、老中^{たぬまおきつぐ}田沼意次の時代になると、財政窮乏を乗り切るために冥加金のとりたてを目的に積極的に株仲間の結成を奨励しました。

しかし、多くの株仲間の結成により、新規加入の制限や仲間外の営業の禁止をまねき、産業の発展を妨げることとなりました。そこで、老中^{みずのただくに}水野忠邦は1841年天保の改革の一環として株仲間の解散を行いました。当時毎年入っていた1万両以上の冥加金の免除により幕府の財政は悪化し、改革は失敗に終わり10年後の1851年株仲間の再興が認められました。

酒造運上

江戸幕府は、第5代将軍徳川綱吉の時代に、全国の酒造業者に対して「酒造運上」を課しました。「酒造運上」開始の前年である元禄9年（1696年）に、大量の飲酒を禁じ、酒の流通量の抑制を促す触書を発布していることから、「酒造運上」の開始は飲酒抑制を目的としたものであるとも言われています。



第5代将軍綱吉は、「生類憐みの令」を発したことで有名ですが、この法令は動物だけではなく、人間も愛護の対象としており（例えば捨て子の禁止など）、飲酒抑制もこの一環であると考えられます。

なお、宝永6年（1709年）に綱吉死去した直後、第6代将軍徳川家宣により生類憐みの令は廃止され、酒造運上も酒の価格高騰を理由に廃止されました。

江戸時代には、このほかにも酒造業者に対する課税がされていたようですが、その内容は領主や地域によってまちまちであり、全国一律の課税が行われたのは綱吉の時代のみでした。

『税に関する資料がほしい』、『北見版 暮らしを支える税』でこんな話題を取り上げてほしい』など、皆様のご意見・ご要望をお待ちしています。

【お問い合わせ先】

北見市租税教育推進懇話会又は
北見税務署 税務広報広聴官
栗田浩
北見市青葉町3番1号